

人権だより

市川市立第三中学校
令和6年12月6日発行
(第7号)

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

第76回人権週間 12月4日(水)～10日(火)

人権週間

12月4日～10日 12月10日は人権デーです。



「誰か」のことじゃない。

身近な人権問題を知るためのショートストーリーはこちら

法務省では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

みんなの人権110番

0570-003-110

LINEじんけん相談 @linejinkensoudan

https://www.jinken.go.jp/

法務省人権擁護院・全国人権擁護委員連合会

12月4日から10日までは、「第76回人権週間」です。人権週間は12月10日「人権デー(Human Rights Day)」を最終日とした1週間とされています。人権デーは、昭和23年(1948年)12月10日に国際連合において、すべての人民とすべての国とが達成すべき基準として「世界人権宣言」が採択されたことを記念して制定されました。世界人権宣言は、基本的人権(人が生まれながらに持っている権利)の尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものでした。現在では、世界人権宣言の理想を実現しようと、多くの人権に関する条約が締結されています。

法務省の人権擁護機関では、各関係機関及び団体と協力して全国的に人権啓発活動を行い、国民一人一人の人権

意識を高め、理解を深めるための活動を行っています。人権週間には全国各地で様々なイベントが行われ、千葉県内でも講演会や小中学生が作成したポスターの展示などが行われます。

世界にも、日本にも、人権問題に悩み、苦しんでいる人たちが多く存在します。もしかしたら近くにも、人権問題に悩んでいる人がいるかもしれません。その解決には、人権問題を「誰か」の問題ではなく、自分たちの問題としてとらえ、人権を尊重しあうことの大切さについて認識を深めることが必要です。

この人権週間をきっかけに、人権について今一度考えてみませんか。

きたちょうせんじんけんしんがいもんだいけいはつしゅうかん 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が2004年に施行されました。この法律では、国や地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として定めています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的な課題であり、この問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たちがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

拉致問題への認識を深める一つの手立てとして製作された、「めぐみ」というアニメがあります。政府拉致問題対策本部のHPから無料でダウンロードできますし、そのURLをQRコードにして載せておきます。興味のある方はご覧ください。

Myじんけん宣言 Declaration of Human Rights をしてみよう!

「Myじんけん宣言」とは、自らが取り組む人権課題を選択し宣言することによって、個人の人権課題への取り組みを促すものです。「人権」を難しく考えず、「Myじんけん宣言」をすることを通して、誰もが人権を尊重しあう社会を一緒に実現していきましょう。

右のQRコードは、「Myじんけん宣言」のできるサイトです。興味のある方はぜひ宣言してみてください。

